

屋外広告物のしおり

屋外に設置される看板やポスター等の広告物は、身近な情報を伝え、交通の目印となり、まちの賑わいを演出する要素として私たちの日常生活に大きな役割を果たしています。しかし、無秩序、無制限に設置すると、良好な景観が損なわれたり、また、適正に管理を行わないと、広告物の倒壊や落下などにより人に思わぬ危害を及ぼす場合があります。そのため木津川市では、「屋外広告物法」、「京都府屋外広告物条例」及び「木津川市屋外広告物施行規則」に基づき必要な規制を行っています。屋外広告物を設置する場合には、所定の手続が必要となります。

屋外広告物とは

「常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもの」で、看板、立看板、はり紙およびはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出されているものをいいます。(屋外広告物法第2条第1項)

木津川市

設置が禁止されているもの・場所

京都府屋外広告物条例では、**禁止広告物**、**禁止地域**、**禁止物件**を設けています。

これらは、安全性や良好な景観を維持するため、原則として屋外広告物は設置できません。

禁止広告物

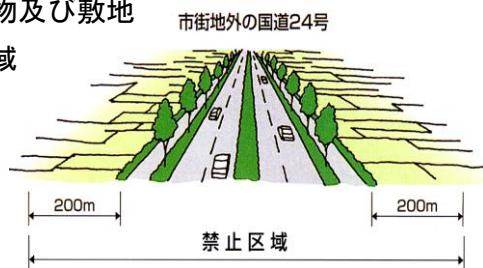
次の広告物は、設置が禁止されています。

- 汚染、たい色、塗料の剥離がひどいもの
- 破損、老朽化がひどいもの
- 倒壊、落下のおそれがあるもの
- 信号機、道路標識等に類似し、これらの効用を妨げるもの
- 道路交通の安全を阻害するおそれがあるもの

禁止地域

次の地域などでは、京都府屋外広告物条例により設置が禁止されています。

- 国道24号及びその道路境界から200m以内の区域（市街地の部分を除く）
- 官公署、各種公共施設（学校、図書館等）の建造物及び敷地
- 重要文化財（建造物）のある境域、史跡の指定地域
- 古墳、墓地及び墓地の境界線から50m以内の区域
- 社寺、葬祭場等の建物及び境域
- 都市公園の区域
- 保安林の地域



禁止物件

次の物件には、広告物を取付けることが禁止されています。

- 街路樹、路傍樹、石垣、よう壁の類
- 橋、トンネル、高架構造、分離帯、信号機、道路標識、歩道柵、ガードレール、カーブミラー、視線誘導標、電柱、街灯柱、消火栓、道路の路面
- 郵便ポスト、電話ボックス、路上変電塔
- 送電塔、送受信塔、照明塔、煙突、水道タンク
- その他タンクの類
- 銅像、神仏像、記念碑の類



許可申請について

市内全域において広告物を設置する場合、木津川市役所都市計画課へ許可申請書を提出し、許可を受けてから設置してください。ただし、許可を必要としない場合もありますので、詳しいことは都市計画課でおたずね下さい。

設置に許可を必要としない主な広告物

次の広告物は、木津川市長の許可を必要としません。

- 道路標識など法令に基づき表示する広告物
- 選挙運動のために使用するポスター、立札など
- 自己の氏名、名称、店名、商標、自己の事業、営業内容を表示するため自己の住所、事業所、営業所、作業所に表示する広告物（一辺長：5m以下、表示面積：5 m²以下）
- 自己の管理する土地、物件に管理上必要とする広告物（一辺長：5m以下、表示面積：5 m²以下）
- 冠婚葬祭、祭礼等のため、一時的に表示する広告物
- 講演会、展覧会、音楽会等のためその会場の敷地内に表示する広告物
- 人、動物、車両、船舶等移動するものに表示する広告物
- 速報、これに類するもので基準に適合するもの
- はり紙、これに類するもので基準に適合するもの
- 政治資金規正法の届出をした政治団体が政治活動のために表示し、設置するはり紙、はり札等、広告旗及び立看板などで基準に適合するもの

屋外広告物の許可申請の書類について

屋外広告物許可申請書 正副2通に、それぞれ次の書類を添えて、窓口に提出してください。

位置図	広告物を設置する場所およびその付近の状況がわかる図面
取付図	敷地内の広告物の配置や取付の状況がわかる図面。 交差点付近で広告塔を設置する場合は、交差点と広告塔の位置が確認できる図面
設計図（仕様書）	広告物の意匠、配色、材質、形状、寸法、構造がわかる図面
土地、建物使用承諾書	他人の所有又は管理する土地建物等に設置する場合
委任状	申請者以外の人（同会社内の場合は不要）が申請手続きを代行する場合

※広告物の表示、設置を業者に依頼する場合は、必ず京都府知事の登録を受けている業者にしてください。

※許可の期間は、最長3年間です。許可期間満了後も引き続き表示（設置）される場合は、期間満了前に更新の手続きをしてください。なお、除去された場合は除去届を提出してください。

※変更許可申請をする際には、屋外広告物自主安全点検報告書を添えて提出してください。

※許可期間中に意匠の変更や責任者の変更をされる場合は、変更届を提出してください。

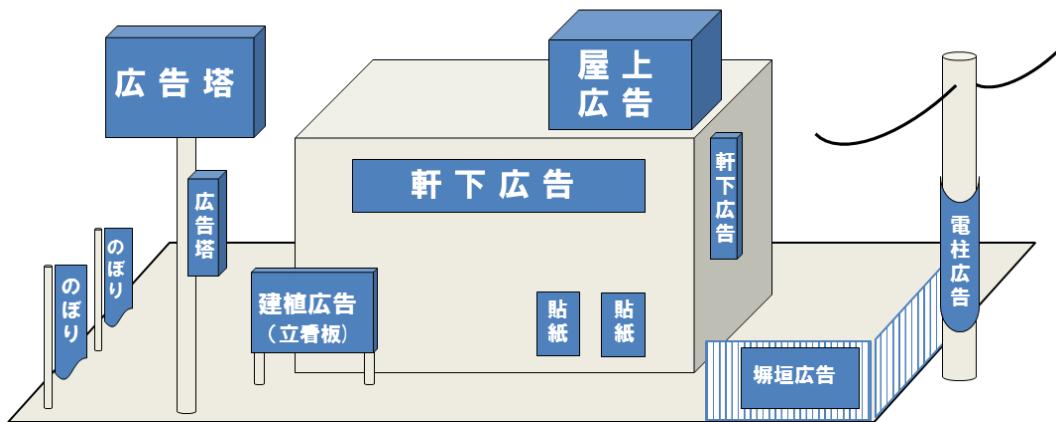
許可手数料

屋外広告物の許可を受ける場合には、広告物の種類に応じ、下記の手数料が必要です。なお、手数料は、都市計画課にて現金または、現金書留で納付してください。

事項	金額
京都府屋外広告物条例(昭和 28 年京都府条例第 30 号)第 4 条又は第 5 条の許可の申請に対する審査	屋上広告物、アーチ広告物及び広告塔の類 1基又は1個につき ・ 広さ5平方メートルまで 1,500円 ・ 広さ5平方メートルを超える部分につき5平方メートルまでごとに 750円
	軒下広告物、建植広告物、へい垣広告物その他の広告物の類 1枚、1基又は1個につき ・ 広さ5平方メートルまで 1,000円 ・ 広さ 5 平方メートルを超える部分につき 5 平方メートルまでごとに 500円
	気球広告物 1 個につき 750 円
	横断幕及び幕広告 1 張につき 250 円
	電柱広告物及び街灯柱広告物 1 個につき 250 円
	はり札等、広告旗、立看板等、導標板、スタンドその他これらに類するもの 1 個につき 250 円
はり紙	100 枚までごとに 300 円

備考 この表において「広さ」とは、広告物の表示面積の合計をいう。

屋外広告物の例



木津川市役所 建設部 都市計画課

〒619-0286

木津川市木津南垣外110番地9

TEL: 0774-75-1222

FAX: 0774-72-8382